

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
の翌日)

目次

- ◇告 示 指定施業要件を指定する予定の保安林にする旨の通知
解除予定の保安林にする旨の通知
教育職員の免許状の授与
道路の位置の指定
- ◇地勞委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇正 誤 昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十六号中訂正
昭和四十年九月二十日付け鳥取県告示第四百二十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百二十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十條の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡八東町、若桜町、智頭町、船岡町、用瀬町、佐治村（以上六町村について国有林に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡大山町（国有林）
- 三 保安林として指定された目的
名所の風致の保存
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八束町役場、若桜町役場、智頭町役場、船岡町役場、用瀬町役場、佐治村役場、大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字鷲峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十九号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

項の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地

幼稚園教諭二級普通免許状 昭四〇幼二普第四号 大江かおり 鳥取県

高等学校教諭一級普通免許状 昭四〇高一普第一号 藤尾 節子 鳥取県

鳥取県告示第五百三十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市道笑町三丁目 米子市目久美町 六五番一の一部 幅員 四メートル

加藤 孝雄 六五番九 延長 一六一・八メートル

六六番三一 六六番一

鳥取県告示第五百三十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市皆生四七三番 八幡 隆次

米子市上福原字北浜開	米子市上福原字北浜開	幅員	四メートル
六三〇番八	六三〇番八	延長	一〇六・二メートル
六三〇番一七	六三〇番一七	延長	
六三〇番一四	六三〇番一四		
六三一〇番四	六三一〇番四		
六三一〇番四	六三一〇番四		

鳥取県告示第五百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、昭和四十年十月十五日次のとおり公有水面の埋立てを追認したので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立ての追認を受けた者

湖山池開発株式会社取締役社長 米原 穰

二 埋立ての場所及び面積

鳥取市金澤字大堀五五一次一、五五一次二、五五三、五五四番地先湖山池水面

池水面

鳥取市金澤字大門六〇三次一番地先湖山池水面

八二・六八平方メートル

三 埋立ての目的

道路敷地の造成

四 埋立ての工期

昭和四十年十月十五日から昭和四十年十一月三十日まで

鳥取県告示第五百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量

二 作業地域 倉吉市

東伯郡三朝町

三 終了年月日 昭和四十年九月十日

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び臨時職員」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、職員との給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）

第七条の二による管理職手当の支給を受ける職員は、評定を受けないも

のとする。
第八条第二項の表を次のように改める。

職名	勤務評定書
所長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、經理室長、係長、主任、白兔荘管理者、分館長	別表第二の1 (監督的職員)
指導主事、社会教育主事。ただし、係長である者を除く。	別表第二の2 (被監督的職員、指導主事) (主事、社会教育主事)
主事、技師、医師、研究員、学芸員、司書、自動車整備士	別表第二の3 (被監督的上級職員)
主事補、技師補、研究員補、学芸員補、司書補、運転手、用務員	別表第二の4 (被監督的下級職員)

別表第一を次のように改める。

別表第一
評定区分表

所属機関	被評定者	評定者	調整者
事務局	課長補佐 經理室長 係長 白兔荘管理者	課長 課長補佐 經理室長 係長 白兔荘管理者	教育長 教育長 課長 課長
本庁	右以外の職員	係長 所長 係長	教育長又は教育長の指名する課長
教育事務所	係長 右以外の職員	係長 所長 係長	教育長又は教育長の指名する課長
図書館	館長 係長 館長補佐	館長 係長 館長	教育長又は教育長の指名する課長

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年八月二十六日委嘱したので、その氏名、閥歴等を労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 上原 隼 三

科学博物館	教育研究所	鳥取青年の家
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員
館長補佐	係長補佐	主任
分館長	係長	主任
館長	係長	主任
教育長又は教育長の指名する課長	教育長又は教育長の指名する課長	主任

氏名	生年月日	職業	歴	住	所	電話番号
尾平 正義	明治三七、一〇	無職	元前	日野郡日野町	黒坂六五	
			現	鳥取県立米子南高等学校校長	鳥取県地方労働委員会公益委員	

正 誤

昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 行 誤 正

二 下 終りから 六 期間に 期間を

四 上 六及び五 漁業ごとに 漁業ごとに

五 下 始めから 一二 申請すを 申請を

六 終りから 五 申請した者が、 申請した者が、

七 上 始めから 九 成立した人は、 成立した法人は、

八 終りから 八 休業期間を定め定め、 休業期間を定め、

九 下 終りから 八 漁業を含む 漁業を含む

十 〃 〃 〃 〃 〃 〃

中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上)のものを除く。

小型まき網漁業(とびうおまき網漁業及びぼらまき網漁業を除く。)浮敷網漁業及びびいぎり網漁業

十 下 始めから四及び五 集漁を 集漁を

二五 5 採捕の時間 5 採捕の期間

昭和四十年九月二十日付け鳥取県告示第四百二十九号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 七 施行機械 施行施設

四 上 二 中必ぐい 中心ぐい

六 下 終りから五 関係官公署等 関係官公署等

〃 〃 〃 〃 〃 〃

六 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

七 〃 〃 〃 〃 〃 〃

九 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十一 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十二 上 十三 本位 無印

十六 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十九 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃

二十 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二十一 上 終りから八 芝筋 筋芝

二十四 下 終りから一 分類 分離

二十五 上 十三 打つた場合 打つ場合

〃 〃 〃 〃 〃 〃

二十八 〃 十一
三十一 〃

木材せき板は

木材せき板は

検査照査
1
3

検査照査
1%
3%

三十二 下 終りから十一

水量り

水光り

三十三 上 十

アスファルト目地防

アスファルト目地材

三十四 下 十

撰民

撰氏

三十七 上 八

マンナール等

マンホール等

三十八 〃 終りから六

敷き、モルタル

敷きモルタル

〃 下 五

X線橋査

X線検査

〃 〃 十三

論送

輸送

三十九 〃 終りから九

打り返し

折り返し

四十二 〃 十二

完成年月日

完成年月

四十四 上 六及び九

庁つめびよう

片つめびよう

〃 〃 終りから八

鉄鋼装

鉄鋼製

〃 〃 終りから六

防げ材

防げん材

〃 〃 終りから四

十五センチメートル

十五ミリメートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】